

24 琴情答申第 6 号

平成 25 年 3 月 29 日

琴平町長 小野 正人 様

琴平町情報公開審査会

会長 山崎 壮太郎



答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

諮問事項

実施機関 琴平町水道課

諮問日 平成 24 年 12 月 28 日 (24 琴水発第 42 号)

事件名 平成 24 年 12 月 3 日付け 24 琴水発第 33 号文書による非公開決定に関する件

第 1 審査会の結論

琴平町水道課が、平成 24 年 12 月 3 日付けで本件請求に対し、非公開決定（以下「本件処分」という。）とした判断は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の公開請求

異議申立人は、琴平町情報公開条例（平成 18 年琴平町条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、平成 24 年 11 月 20 日付けで、次の内容の行政文書の公開請求を行った。

平成 24 年 8 月 15 日付け 24 琴情答申第 4 号文書 3 頁記載の下記の文書のうち琴平町情報公開条例の非公開事由に該当しない文書又は部分

- (1) 「盗水」放置の町長に審判参考文書
- (2) 平成 16 年 11 月 18 日付け総務省自治財政局公営企業課より水道料金債権の

消滅時効についての文書

- (3) 洗車の水節約インターネット検索文書
- (4) 不法行為インターネット検索文書
- (5) 大型バス、トラックの洗車装置参考資料インターネット引用文書
- (6) 平成 20 年 9 月 8 日付け最近の盗水事例参考資料文書

2 実施機関の決定

実施機関は、上記 1 の請求（以下「本件請求」という。）に対し、平成 24 年 12 月 3 日付けで本件処分を行い異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 24 年 12 月 10 日付けで行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容等

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消し全部公開する決定を求める。」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、本件処分の異議申立書によると、以下のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、直ちに全部開示する必要がある。
- (2) 本件非公開処分は、本件条例に規定する非公開事由には該当しない。誰でも閲覧することのできるインターネット検索文書その他の本件公開請求対象文書の情報は、たとえ捜査機関に提出していたとしても、誰でも容易に入手することのできる情報であるから、本件条例上の非公開事由には該当しないのである。更に、若し仮に、本件公開請求対象文書中に個人情報その他の非公開情報が含まれていても、本件公開請求においては、「非公開事由に該当しない文書又は部分」について公開請求をしているのであるから、本件公開請求に対して全部非公開の行政処分をすることはできないのである。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分事由が明示されて

いないので、琴平町行政手続条例第8条に違反し本件処分は無効である。

第4 実施機関の説明の要旨

1 非公開決定の理由について

実施機関は、次のことから、本件処分を行ったというものである。

公開請求の対象となる文書は、現在捜査中の事件に関するものとして警察に提出している文書であり、公にすると、捜査活動に支障を及ぼすおそれが認められるため、第7条第4号により非公開処分とした。また、本件請求より以前に、本件請求と公開請求の対象となる文書が重複する別の公開請求に対して非公開決定を行った件に関して、非公開決定を行った処分を妥当とする答申（平成24年8月15日付け24琴情答申第4号。以下「前回答申」という。）が琴平町情報公開審査会から出ている。実施機関としては、前回答申が出された時点から本件処分を行った時点までの間に、捜査の終了等の事情の変更が認められないため、前回答申を参考に、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断の理由

1 本件行政文書の内容等

本件異議申立てに係る行政文書（以下、「本件行政文書」という。）は、以下の文書である。

- (1) 「盗水」放置の町長に審判参考文書
- (2) 平成16年11月18日付総務省自治財政局公営企業課より水道料金債権の消滅時効についての文書
- (3) 洗車の水節約インターネット検索文書
- (4) 不法行為インターネット検索文書
- (5) 大型バス、トラックの洗車装置参考資料インターネット引用文書
- (6) 平成20年9月8日付け最近の盗水事例参考資料文書

2 条例第7条第4号の該当性について

本号は、公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開としている。

本件行政文書の全部の写しの提供を受け、香川県警が捜査を継続して行っているとのことである。このような状況の下で、本件行政文書が公にされ、捜査に係る情報が捜査対象者等の知るところとなれば、証拠隠滅等の対抗措置を執られるなど、現在行

われている捜査活動に支障を及ぼすおそれが認められる。

さらに、本件行政文書はそのすべてが捜査機関に提出され、条例第7条第4号に該当するものと判断できるものであるから、部分公開をすることもできないものと認められる。

よって、実施機関が本件行政文書について、条例第7条第4号により全部非公開とした本件処分は妥当である。

3 異議申立書のうち(3)記載について

条例の解釈、運用に関するものではないので、審査会では判断しないものとする。

4 審査会意見

実施機関に確認したところ、本件行政文書中に、当時の担当職員がインターネットで検索して取得した文書も含まれているとのことである。インターネットで検索することにより取得した文書は、本来であれば誰もが閲覧することができるものであるから、既に公にされているものとして原則公開されるべきものとも考えられる。

しかし、本件処分に関しては、捜査継続中との事情があること、及び前回答申時から事情の変更が認められないことを考慮して、当審査会としては本件行政文書の全部について非公開とした本件処分を妥当と判断する。

よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- (1) 平成24年12月28日 諮問(24琴水発第42号)の受理
- (2) 平成25年2月18日 審議